

第七章 争議行為	……………24
第八章 会計	……………25
第九章 附則	……………25
自交総連東京地連組合員共済運営規定	……………27~30

自交総連Km労働組合規約

第1章 総則

- 第1条 本組合は全国自動車交通労働組合総連合東京地方連合会 Km労働組合（略称・自交総連Km労組）と称す。
- 第2条 本組合は本部を東京都千代田区神田須田町1-7-1 ウィン神田702号に置き、支部を各職場内に置く。
- 第3条 本組合は組合員の団結のもとに、労働基本権を確立し生活権維持、労働条件の改善、共同福利の増進、経済的・社会的地位の向上と経営の民主化をはかることを目的とする。
- 第4条 本組合は国際自動車株式会社及び100%出資子会社内に働く係長以上の職制以外の従業員であつて本組合の規約・決議・主張に賛同する者をもつて構成する。但し、関連会社に働く従業員の場合は組合の決議によって組合員とする事が出来る。
- 第5条 本組合は組合員の団結によって、自交総連東京地連の綱領・規約・決議・主張の貫徹をはかる事を目的とする。
- 第6条 本組合は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
 - ① 労働協約の締結。
 - ② 労働条件の維持・改善。
 - ③ 組合員の福利厚生に関する事業。
 - ④ 調査・宣伝・研究に関する事業。
 - ⑤ 同一目的を有する他団体との連絡・提携に関する事業。
 - ⑥ その他、目的達成に必要な事業。